

2011年3月4日  
郵便事業株式会社  
郵便局株式会社

**霧島山（新燃岳）の噴火による被災地への救援対策**

霧島山（新燃岳）の噴火による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、霧島山（新燃岳）の噴火の被災者に対する救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除いたします。

**1 送付先及び取扱期間**

自治体名等	送付先	取扱期間
都城市	〒885-8555 都城市姫城町6-21 都城市 総務課	平成23年3月7日（月）から 平成24年3月30日（金）まで

**2 取扱条件**

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品  
現金
- (2) 取扱い  
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示  
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (4) その他  
ア 個人から差し出されたもの  
イ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

**3 取扱窓口**

郵便局（簡易郵便局を含む。）及び郵便事業株式会社支店

※ 取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

以上